

(仮称)子どもの権利条例骨子案

(子ども委員説明用)

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) 「(仮称)子どもの権利条例骨子案」って何？

- ・青森市が作ろうとしている条例の内容をまとめたもので、これを使って、8月1日から31日までの間、市民の皆様から意見を聴きます。(「パブリックコメント」といいます。)その後、市民の皆様などの意見を踏まえて、児童福祉専門分科会・子ども委員会議での検討をし、本物の条例を作っていきます。

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) 条例の名称について

- ・条例の内容がある程度固まってから、名称を決めます。
骨子案の段階では仮の名称として、(仮称)「子どもの権利条例」とします。
- ・現時点での児童福祉専門分科会の案としては、
 - 青森市子どもの最善の利益を保障する子どもの権利基本条例
 - 青森市子どもの最善の利益原則に基づく権利保障条例
 - 子どもと共によりよく育ち合うための権利に関する青い森条例の3案が出されています。

【骨格】

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) 【骨格】 って何？

・ 条例の目次のことです。

前文

第 1 章 総則

- 1 . 目的
- 2 . 定義
- 3 . 責務

第 2 章 子どもの権利の普及

- 1 . 広報及び普及
- 2 . 子どもの権利の日
- 3 . 学習等への支援

第 3 章 子どもの基本的権利

- 1 . 子どもの基本的権利
- 2 . 安心して生きる権利
- 3 . 自分らしく生きる権利
- 4 . 豊かに育つ権利
- 5 . 参加する権利

第 4 章 生活の場における権利の保障

- 1 . 共通の責務と役割
- 2 . 保護者の責務と役割
- 3 . 施設関係者の責務と役割
- 4 . 地域住民の責務と役割
- 5 . 事業者の責務と役割
- 6 . 市の責務と役割
- 7 . 参加・意見表明の機会の保障
- 8 . 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済

- 1 . 相談及び救済
- 2 . 子どもの権利擁護委員の設置など
- 3 . 委員の仕事
- 4 . 申立てができること
- 5 . 委員への協力
- 6 . 勧告や要請への対応
- 7 . 勧告や要請などの内容の公表
- 8 . 委員に関する広報など
- 9 . 調査員及び相談員（事務局）

第 6 章 施策の推進

- 1 . 施策の推進
- 2 . 推進計画

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

- 1 . 子どもの権利検証委員会の設置等
- 2 . 答申等及び市の措置

【条例に盛り込む内容の概要】

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) 条文全体の内容等について

- ・ 中学 2、3 年生がわかるような条文にしようと考えています。具体的には、今後の検討の中で決めていく予定です。
- ・ 小学生向けには、わかりやすいパンフレットなどを作成します。
- ・ 条文の内容については、市民の皆さんがわかりやすいよう解説書を作成します。

「前文」

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) 【前文】とは何ですか？

- ・ この条例では、制定するに当たっての理念（考え方など）や制定者（市長）の決意を表したものです。

(2) 【前文】の内容は？

- ・ 現在、児童福祉専門分科会で検討中です。

「第 1 章 総則」

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・ 条例を制定する目的、大事なことばの意味、大人がはたすべき役割など、条例全体に関係する内容を記載します。

(2) 定義というタイトルの変更について

- ・ 定義という堅いイメージなので、「2 . ことばの意味」というように変更することを児童福祉専門分科会で検討中です。

(3) 定義の表現をわかりやすくする案を検討中です

- ・ 次のようにわかりやすく表現することを児童福祉専門分科会で検討中です。
子ども：18 歳未満の人をいいます。
育ち学ぶ施設：青森市内にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。
保護者：親及び親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

(4) 責務というタイトルの変更について

- ・ 責務という堅いイメージなので、役割という表現に変えるとともに、子どもの役割（責務）もあるので、それを付け加えて、「3 . 大人の役割・子どもの役割」というように変更することを児童福祉専門分科会で検討中です。

1 . 目的

この条例は、大人と子どもが共に育ちあうという観点から、青森の子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な基本的権利の保障の在り方等について定め、本市における子どもに関する施策 1や個別の措置の指針 2を定めることを目的とします。

1 施策（対策をたて、実際に行うこと）

2 指針（たよるべき方針）

2 . 定義

子ども、育ち学ぶ施設、保護者の用語の定義を、以下のとおり規定します。

子ども：18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者

育ち学ぶ施設：児童福祉法に定める児童福祉施設 1、学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設 2のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

保護者：親及び児童福祉法に定める里親 3その他の親に代わり子どもを養育する者

1 児童福祉施設（保育所、児童養護施設など）

2 学校、専修学校及び各種学校その他の施設（幼稚園、小・中・高校など）

3 里親（事情のある子どもを迎え入れ、その子どもが再び家庭に戻れるようになるまでの間、愛情を持って、本当の家族のように暮らしていただける方）

3 . 責務

関係者の責務を以下のとおり規定します。

保護者、育ち学ぶ施設の設置者・管理者 1・職員（以下「施設関係者」という。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めること。

市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うこと。

1 設置者・管理者（設置者が教育委員会や経営者、管理者が校長や施設長など）

「第 2 章 子どもの権利の普及」

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・この条例や子どもの権利条約の内容について、子どもを含めた市民に広く普及していくための方法などを記載します。

(2) 権利の日を設けることは？

- ・権利の日を設けて何をするのか、設けるとすればいつがいいのかについて、児童福祉専門分科会で検討中です。

1. 広報及び普及

市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めることを規定します。

2. 子どもの権利の日

市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、あおもり子どもの権利の日を設けることを規定します。

権利の日は、国連で「子どもの権利条約」が採択された 11 月 20 日とすることを規定します。

市は、権利の日にふさわしい事業を行うことを規定します。

1 国連の子どもの権利条例の採択日（1989 年 11 月 20 日）

3. 学習等への支援

市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、大人と子どもが共に育ちあうという観点から、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めることを規定します。

市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めることを規定します。

「第 3 章 子どもにとって大切な権利」

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・青森市の子どもたちにとって大切に尊重されるべき権利の内容を記載します。

(2) 第 3 章、第 4 章を一つの章にすることについて

- ・第 3 章、第 4 章を一つの章にまとめて、もっと分かりやすくすることを児童福祉専門分科会で検討しています。

【みんなで話し合しましょう】

- ・5 月 12 日の子ども委員会議で出された意見を反映させた一覧を見ながら、この章の内容について、各グループで話し合しましょう。

1 . 子どもの基本的権利

この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切な基本的権利として保障されなければならないことを規定します。

大人は子どもの基本的権利を子どもの最善の利益にかなうような仕方でも保障しなければならないことを規定します。

子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければならないことを規定します。

2 . 安心して生きる権利

子どもは、安心して生きる基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(条約第6条「生きる権利・育つ権利」)

愛情を持ってはぐくまれること。

(条約第18条「子どもの養育はまず親に責任」)

いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(条約第19条「虐待・放任からの保護」)

障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(条約第2条「差別の禁止」)

自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(条約第17条「適切な情報の入手」)

気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(条約第 19 条「虐待・放任からの保護」)

3 . 自分らしく生きる権利

子どもは、自分らしく生きる基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

かけがえのない自分を大切にすること。

(条約第14条「思想・良心・宗教の自由」)

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(条約第2条「差別の禁止」)

自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(条約第13条「表現の自由」)

プライバシーが守られること。

(条約第 16 条「プライバシー・名誉は守られる」)

4 . 豊かに育つ権利

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

学び、遊び、休息すること。

(条約第28条「教育を受ける権利」、第31条「休み、遊ぶ権利」)

健康的な生活を送ること。

(条約第24条「健康・医療への権利」)

自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

(条約第12条「意見を表す権利」)

夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

(条約第29条「教育の目的」)

様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(条約第31条「休み、遊ぶ権利」)

青森の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(条約第29条「教育の目的」)

地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(条約第 29 条「教育の目的」)

5. 参加する権利

子どもは、自分にかかわることに参加する基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

(条約第12条「意見を表す権利」)

表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

(条約第12条「意見を表す権利」)

適切な情報提供等の支援を受けること。

(条約第17条「適切な情報の入手」)

仲間をつくり、集まること。

(条約第 15 条「結社・集会の自由」)

「第 4 章 生活の場における権利の保障」

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・家庭、学校、地域などの場所ごとに、その場所にいる大人の責務と役割を記載するとともに、子どもが意見を表すことなど大事な権利について、記載します。

(2) 子ども委員会議をこの条例でどのようにするかについて

- ・「子どもが意見を表明する場として、子ども委員会議をこの条例に位置付けること」について、児童福祉専門分科会で検討しています。

(3) 青森らしさをどのように扱うかについて

- ・「7. 参加・意見表明の機会の保障」の「祭などの行事、その他の文化」、
- ・「8. 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」の「つがる・青森の生活、歴史、言葉(方言)」など、青森らしさの内容について、児童福祉専門分科会で検討しています。

【みんなで話し合いましょう】

- ・5月12日の子ども委員会議で出された意見を反映させた一覧を見ながら、この章の内容について、各グループで話し合いましょう。

保護者、施設関係者、地域住民、事業者、市の責務と役割を規定するとともに、その他の重要な権利についてもあわせて規定します。

1. 共通の責務と役割

市、保護者、地域住民等、施設関係者及び事業者は、生活のあらゆる場において、子どもの権利保障のため、連携・協働することで必要な支援を行わなければなりません。

大人は、子どもに対して虐待及び体罰等、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

大人は、いじめ防止に努めなければなりません。子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きた時には、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

2. 保護者の責務と役割

保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

保護者は、子どもにとり何が最善の利益かを第一に考え、家庭が果たす役割を理解し、子どもが豊かに育つ環境確保や対応に努めるものとします。

3. 施設関係者の責務と役割

施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、専門性に基づく最善の方法で、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

施設関係者は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

4. 地域住民の責務と役割

地域住民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。地域住民は、あらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

地域住民は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

地域住民は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

5. 事業者の責務と役割

事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、事業活動が影響力のある場合を認識し、子どもの権利に配慮した事業活動に努めるものとします。

事業者は、従業員が、保護者や地域住民として、子どもの権利を尊重し、保障

できるよう努めなければなりません。

6 . 市の責務と役割

市は、子どもの権利保障のため、国や他の地方自治体及び関係機関と連携・協働し、子どもに対する施策を実施しなければなりません。

市は、子どもに関する施策の実施のため、必要に応じ財政上の措置を講じなければなりません。

市は、保護者、地域住民、施設関係者及び事業者がそれぞれの責務を遂行できるよう、必要な支援に努めなければなりません。

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません。

市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

7 . 参加・意見表明の機会の保障

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

市民は、地域の祭などの行事、その他の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加できる機会を設けるよう努めるものとします。

市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

8 . 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

- ・障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- ・子どもが、つがる・青森の生活、歴史、言葉（方言）、文化等を学ぶこと。
- ・外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- ・子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・いじめや虐待、体罰などによって、悩み苦しんでいる子どもたちを救済するための仕組みを新たに設置することについて記載します。

【みんなで話し合しましょう】

- ・みなさんの周りに、いじめや虐待、体罰などによって、悩み苦しんでいる子どもたちはいませんか？また、このような仕組みをつくることについて、みなさんはどんな考えを持っていますか？各グループで話し合しましょう。

子どもの権利の侵害に関する相談・救済について、子どもの権利擁護委員を設置することを規定します。

1 . 相談及び救済

市は、子どもの権利擁護委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等¹と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

1 関係機関等（児童相談所、福祉事務所、保健所、教育委員会、警察など）

2 . 子どもの権利擁護委員の設置など

市は、子どもの権利の侵害について迅速かつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

委員は、3 人以内とします。

委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選びます。

委員は、任期を 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。但し、再任されることができません。

委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれませんが、但し、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

3 . 委員の仕事

委員の仕事は、次のとおりとします。

子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

勧告や要請 ¹を受けたものに対し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

委員は、その仕事を行うに当たって次のことを守らなければなりません。

- ・ 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- ・ 申立人などの人権について十分に気を配ること。
- ・ 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

1 勧告や要請（勧告は、そうすべきであると説き勧めること。要請とは、必要なこととして願いを求めること。）

4 . 申立てができること

救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。但し、次のことは、申立てをすることができません。

- ・ 裁判所で係争中 ¹のこと又はその判決などのあったこと。
- ・ 不服申立中 ²のこと又はその採決などのあったこと。
- ・ 市議会などに請願、陳情 ³などを行っていること。
- ・ 委員の活動に関すること。

1 係争中（裁判で争っている最中のこと）

2 不服申立中（役所の処分または役所が何もしないことについて役所に不服を申し立て、再審査を請求している最中のこと。）

3 請願、陳情（市の行政に関する意見や要望を議会に提出する際、議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情という。）

5 . 委員への協力

市の機関は、委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

6 . 勧告や要請への対応

市の機関は、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告しなければなりません。

市の機関以外のものは、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や

要請に応じ、その対応状況などを委員に報告するよう努めなければなりません。

7. 勧告や要請などの内容の公表

委員は、必要と認めるときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

8. 委員に関する広報など

市は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

9. 調査員及び相談員

委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者うちから、市長が委嘱します。

第 6 章 施策の推進

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・子どもにやさしいまちづくりを進めるための計画の作成などについて記載します。

1. 施策の推進

市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

2. 推進計画

市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、子どもを含めた市民や権利委員会の意見を聴くものとします。

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

【子ども委員の皆さんへの説明】

(1) この章の目的は何ですか？

- ・子どもの権利保障が進んでいるかどうか、確認するための組織の設置などについて記載します。

1 . 子どもの権利検証委員会の設置等

市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、青森市子どもの権利検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）を置きます。

検証委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関 1 の諮問 2 に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

検証委員会は、15 人以内の委員で組織します。

委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

委員は、再任されることができます。

前各項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

1 市長その他の執行機関（市長、教育委員会など）

2 諮問（有識者または特定の機関に意見を求めること）

2 . 答申等及び市の措置

検証委員会は、前条第 2 項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申 1 し、又は報告します。

検証委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

1 答申（諮問した機関に対して意見を申し述べること）